

鳥取県シカ被害対策省力化支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年7月27日付第202200085871号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和5年6月20日付第202300078686号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県シカ被害対策省力化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、皆伐再造林を推進するため、造林地におけるシカ被害対策に係る省力化及び森林管理者等の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表第4欄により算出された額以上の補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額を別表第4欄により算定した額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(交付決定前の着手)

第6条 本事業の着手は、原則として、交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、地方事務所の長が別に定める日までに本補助金の交付申請が行われるものに限りに、補助金交付決定前に着手することができる。

2 前項のただし書きにより事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象とすることができる。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を地方事務所の長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による地方事務所の長の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに前条第1項に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所の長に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（事業実施主体の遵守事項）

第13条 事業実施主体は、本事業で実施するシカ防護柵の点検・維持管理に係る作業日報を整備すること。

2 別表第1欄（1）の事業を実施した箇所については、シカ被害対策省力化に係る検証等を行う予定があるため、本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、森林以外の用途に転用等しないこと。

（提出書類の部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は、正本1部とする。

(調査等への協力)

第15条 補助事業者及び間接補助事業者は、本事業で収集した資料等を提出するなど、県が実施するシカ被害対策の調査及び分析に協力すること。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

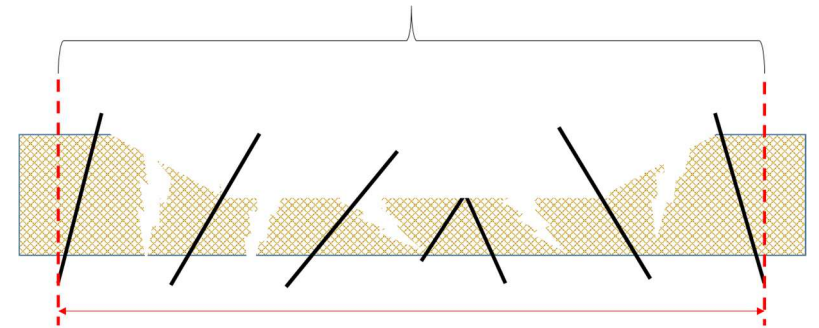
この改正は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助単価	5 補助要件
(1) シカ防護柵の点検・維持管理	森林経営の受託者 (森林組合等)	シカ防護柵の点検、維持管理に要する経費	点検管理 1 km 当たり巡視 1 回につき 1 万円 (巡視は 4 回を上限とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業の対象とならない取組みであること。 ・健全な森林の造成及び保全を目的として、国庫補助事業により設置したシカ防護柵であること。 ・シカ防護柵により保護する植栽木の林齢は 2 齢級以下であること。 ・点検・維持管理の省力化に取り組むものであること。
(2) シカ防護柵の撤去・廃棄	森林経営の受託者 (森林組合等)	森林管理者の責によらない原因により利用不可能となったシカ防護柵の撤去、廃棄に要する経費	シカ防護柵 1 km 当たり 25 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 施行地の事業量が計 0.01 km 以上であること。 ・健全な森林の造成及び保全を目的として、国庫補助事業により設置したシカ防護柵であること。 ・全損したシカ防護柵であること。

- (注) 1 全損とは、防護ネット等が再利用できない状態になった場合をいう。
- 2 森林管理者の責によらない原因とは、暴風、大雨、大雪等の気象要因や野生鳥獣に起因するもの等をいう。
- 3 シカ防護柵の廃棄に当たっては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守すること。
- 4 以下の森林に設置したシカ防護柵については、補助事業の対象としない。
- ・ 国有林（国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいう。）
 - ・ 県営林（鳥取県が所有権又は地上権を有する森林をいう。）
 - ・ 市町村営林（市町村が所有権又は地上権を有する森林をいう。）
 - ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの分収林

【参考】 全損部分



※全損したシカ防護柵の撤去・廃棄に係る補助対象延長は、被害が発生した箇所の支柱の根本まで

様式第1号（第4条、第11条関係）

鳥取県シカ被害対策省力化支援事業計画（報告）書

1 取組内容

（シカ防護柵の点検・維持管理の場合は、省力化に係る工夫点等を具体的に記載してください。）

2 実施計画（報告）

別紙のとおり

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 添付資料

（1）間接補助金の交付に関する規程（計画書提出時のみ）

（2）施行状況写真（報告書提出時のみ）

- ・シカ防護柵の補修がある場合は、作業の前後の状況を撮影すること。
- ・シカ防護柵の撤去・廃棄については、作業の前後がわかる全景写真を撮影すること。
- ・電磁的記録媒体による提出も可とする。

（3）シカ防護柵の撤去・廃棄については、廃棄したことを証する書類

様式第2号（第4条、第11条関係）

鳥取県シカ被害対策省力化支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

事業区分	予算区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
シカ防護柵 の点検・維 持管理	県補助金				
	市町村費				
	その他				
	計				
シカ防護柵 の撤去・廃 棄	県補助金				
	市町村費				
	その他				
	計				
合計					

(2) 支出

(単位：円)

事業区分	支出区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
シカ防護柵 の点検・維 持管理					
	計				
シカ防護柵 の撤去・廃 棄					
	計				
合計					

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無	備考

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを記載すること。

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を備考欄に記載すること。

番
（元号） 年 月 日

様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県シカ被害対策省力化支援事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県シカ被害対策省力化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県シカ被害対策省力化支援事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県シカ被害対策省力化支援事業費補助金交付要綱（令和4年7月27日付第202200085871号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。